

## 特別職の身分の取扱いについて

特別職の身分の取扱いについて提出する。

平成 16 年 8 月 25 日提出

神崎町・大河内町合併協議会  
会 長 足 立 理 秋

協 定 項 目	11	特別職の身分の取扱いについて
1	その 1 特別職の身分の取扱い（首長等・議員）	<p>合併時に調整する。</p> <p>〔具体的調整方針〕</p> <p>(1) 特別職の設置、人数、任期等については、法令の定めるところによる。</p> <p>(2) 特別職の給料は、現行支給額をもとに、類似団体、近隣町等の状況を参考に調整する。</p> <p>(3) 議員の報酬額は、現行支給額をもとに、類似団体、近隣町等の状況を参考に調整する。</p> <p>(4) 費用弁償の支給の有無並びに支給額は、類似団体、近隣町等の状況を参考に調整する。</p> <p>(5) 具体的調整の方針</p> <p>新町における報酬額等を協議するにあたっては、報酬審議会に準じた第三者機関を組織し審議することとする。</p>
2	その 2 行政委員会の身分の取扱い（教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公平委員会）	<p>合併時に調整する。</p> <p>〔具体的調整方針〕</p> <p>(1) 行政委員会の委員会の数及び任期は、法令の定めるところによる。</p> <p>(2) 報酬額は、現行支給額をもとに、類似団体、近隣町等の状況を参考に調整する。</p> <p>(3) 費用弁償の支給の有無及び支給額は、類似団体、近隣町等の状況を参考に調整する。</p> <p>(4) 具体的調整の方針</p> <p>新町における報酬額等を協議するにあたっては、報酬審議会に準じた第三者機関を組織し審議することとする。</p>
3	その 3 その他特別職の取扱い（審議会、委員会等）	<p>合併時に調整する。</p> <p>〔具体的調整方針〕</p> <p>(1) 両町に設置されていて、新町においても引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。</p> <p>(2) 1 町のみ設置されているもので、合併時に施行される条例等により設置が必要なものについては、合併時まで調整する。それ以外のものについては、合併後、新町において速やかに調整する。</p>

(3) 合併時に設置が必要なものにかかる委員報酬は、合併時までに類似団体、近隣町等の状況を参考に報酬審議会に準じた機関を組織し調整する。また、合併後に設置が必要なものにかかる委員報酬についても、新町において同様の取扱いとする。

注) 合併時に再編する議会議員の定数及び任期の取扱いについては、別途協議する。  
また、農業委員会の委員の定数及び任期についても別途協議する。